

研修生の受入れを行う場合の、受入れ人数算出の基礎となる企業の範囲  
について

平成19年3月30日  
法務省入国管理局

- 1 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）」（平成18年3月31日閣議決定）により我が国企業の形態に即して見直しを行うこととされた、我が国の企業が研修生を受け入れる場合の受入れ人数枠に関するいわゆる「5%」ルールの算出の基礎となる企業の範囲について、平成18年3月31日から実施したパブリックコメントにおいて寄せられた御意見、我が国の企業活動の形態、「研修」以外の在留資格における取扱いなどを踏まえ、今般、一定の資本等の関係を有することを前提とし、一体として研修を実施する複数の企業は、いずれも研修生の「受入れ機関」（「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第4号）に当たると整理し、各地方入国管理局に通達した。

これにより、複数の企業が一体として研修を実施する場合、各企業の常勤従業員数を全て人数枠の算出の基礎にできることを明確にした。

- 2 我が国の企業が、外国人を受け入れて研修（実務研修を含む研修）を実施する場合、受け入れることができる研修生の人数は、受入れ機関（企業）の常勤職員の20分の1と規定されている（基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第5号ハ）。

例えば、常勤職員数が50人の企業が、その1社のみで研修を実施する場合は2人まで、100人の企業の場合は5人まで研修生を受け入れることが可能である。

- 3 これに対し、一定の資本等の関係を有する複数の企業が一体として研修を実施する場合には、各企業がいずれも「受入れ機関」に当たり、各企業の常勤従業員の総数を研修生の人枠の算出の基礎とすることができる。

一体として研修を実施することにより「受入れ機関」に該当する企業の範囲は、次のとおりとする。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）8条3項に定義する「親会社」及び「子会社」

例えば、P社と、A社、B社、C社、D社及びE社が、それぞれ「親会社」－「子会社」の関係にある場合（P社が、A社～E社の5社を「子会社」として有している場合）、P社、A社及びB社の3社が一体として研修を行うときは、受け入れること

ができる研修生の総数は、P社、A社及びB社の各常勤従業員数の総数の20分の1となる。また、C社、D社及びE社の子会社のみ3社が一体として研修を行うこともでき、この場合は、C社、D社及びE社の各常勤従業員数の総数の20分の1である。